

NPO法に係る申請・届出等の手続きがオンラインでできます！

東京都では、内閣府 NPO法人ポータルサイト内「ウェブ報告システム」の運用により、申請・届出等をオンラインで受け付けております。

令和7年1月17日から、対象手続きを拡大しましたので、ぜひご利用ください。

※従来通り、書面（窓口持参・郵送）による提出も可能です。

ウェブ報告システムでできること

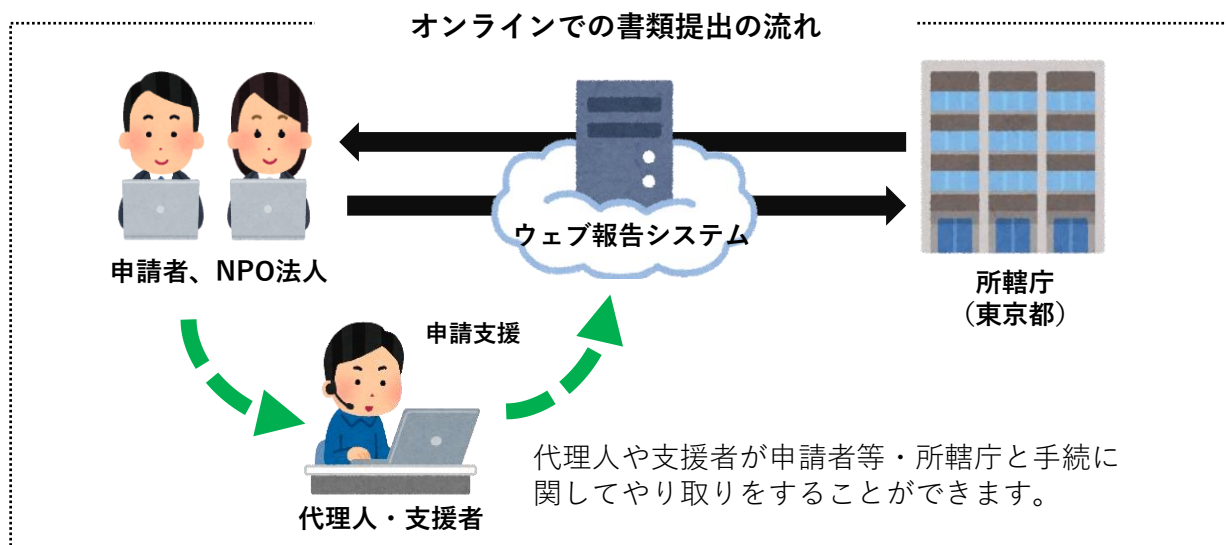
▶ オンラインでの申請・届出等の手続

※一部の手続では、原本の送付等が必要な場合があります。

▶ 申請・届出等に関する情報の保存、履歴管理

▶ 申請・届出等の手続に関する支援を効率化

代理人・支援者（行政書士等）が手続を行う場合には、利用アカウントを付与することができます。



対象の手続

令和5年度中に認定法人に係る手続の一部を開始しておりましたが、新たに右表の手続についても受付を開始しました。

手続の詳細は「[東京都NPO法人ポータルサイト](#)」のお知らせをご確認ください。

【新たに受付を開始した手続（抜粋）】

| | |
|----|--------------|
| 申請 | 設立の認証申請 |
| | 定款変更の認証申請 |
| 届出 | 設立に係る登記の届出 |
| | 事業報告書等の提出 |
| | 定款変更の届出 |
| | 定款変更に係る登記の提出 |
| | 役員の変更等の届出 |

ウェブ報告システムの利用方法

利用にあたっては、内閣府NPO法人ポータルサイトへの**アカウント登録**が必要です。詳細については、同ポータルサイトをご確認ください。

▶ **アカウントの新規登録
利用マニュアル**



▶ **ウェブ報告システム
ログイン**



ウェブ報告システムの利用に係る留意点

▶ **ウェブ報告システム上では事前相談を受け付けていません。**

東京都では、対面での設立運営に関する説明会や個別相談、認定申請に関する事前相談等を行っています。詳しくは、東京都NPO法人ポータルサイトをご覧ください。

▶ **PDF ファイルのアップロードによる提出のみ受け付けています。**

システムにはWEB 画面上で直接申請情報等を入力する機能がありますが、東京都では、所定の様式にご記入の上、PDF 形式でアップロードしていただく方式としています。

▶ **ウェブ報告システムによる提出の場合、都が定める様式への押印は不要です。**

ただし、法人が作成する議事録に係る署名等については、定款に従った運用となります。

▶ **書面提出済みの手続きを、途中でオンラインに切り替えることはできません。**

その他、利用にあたっての細かな留意点等については「東京都NPO法人ポータルサイト」をご覧ください。

ウェブ報告システムの操作等に関するお問い合わせ先

アカウントの登録やシステムの操作方法等に関しては、下記サポートデスク等へお問い合わせください。

▶ **サポートデスク 電話番号 0120-876-531**

受付時間 平日9:30~11:59、13:00~18:00

▶ **問い合わせフォーム**

内閣府NPO法人ポータルサイト又はウェブ報告システム内の問い合わせフォームよりお問い合わせください。

